

# 恵那市省エネ住宅に係る勤労者住宅建設資金利子補給制度のご案内

恵那市では、恵那市勤労者資金融資の活用し、省エネ住宅※1建設をご検討されている方で、市が定める一定の条件を満たした場合に、支払った利子を補填する補助制度を設けています。以下の支給要件に該当する方は、本制度をご活用いただけます。

## ●対象融資 恵那市勤労者資金融資（住宅資金）

## ●利子補給額 支払利子額の12か月分 全額（10円未満切り捨て）

## ●対象要件

- ・ 恵那市勤労者資金融資（住宅資金）を受けていること
- ・ 省エネ住宅であること
- ・ 市税等に滞納がないこと

※1国が推進するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の基準を満たす住宅又は、恵那市えなの木省エネ住宅建設支援事業補助金交付要綱（令和4年告示第51号）第1条に規定する省エネ住宅として補助金の交付決定を受けた住宅で個人が自己の居住の用に供するもの

## ●手続きの流れ

1.融資実行・・・東海労働金庫による審査を経て融資実行

2.融資実行報告・・・融資実行後30日以内に恵那市へ報告

3.利子補給申請・・・融資実行1年後、利子補給を市へ申請

4.利子補給・・・市で確認・審査の上、利子を補給

※申請が遅れた場合は、利子補給が受けられなくなりますのでご注意ください

## ●必要な申請書類

### 2.融資実行報告

- 1.恵那市省エネ住宅に係る恵那市勤労者住宅建設資金利子補給金融資実行報告書（様式第1号）
- 2.支払う利子額を確認できる書類
- 3.その他市長が必要と認める書類

### 3.利子補給申請

- 1.恵那市省エネ住宅に係る勤労者住宅建設資金利子補給金交付申請書（様式第2号）
- 2.ZEH基準を満たしている事を証する書類又はえなの木省エネ住宅補助金の交付決定が確認できる書類
- 3.ZEHの場合は、売買契約書又は工事請負契約書
- 4.住宅建設場所が把握できる位置図
- 5.指定融資の償還開始から12月を経過する月までの返済が完了したことが確認できる書類
- 6.市税等の納付状況の確認同意書（様式第3号）
- 7.恵那市省エネ住宅に係る勤労者住宅建設資金利子補給金交付請求書（様式第5号）
- 8.その他市長が必要と認める書類

◇お問い合わせ先

恵那市長島町正家一丁目1番地1

商工観光部商工課 商工振興係

電話番号 0573-26-2111（内線394）